

学校適正配置の方向性の決定に向けた今後の進め方について

1 基本的な考え方について

学校適正配置の方向性の決定に向けた基本的な考え方は、基本方針の趣旨等に照らし、次のとおりとします。

未来を担う子どもたちのため、より良い教育環境の実現を最優先とします

- 小中学校は、子どもたちが様々な人と出会い、集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付ける場です。
- そうした教育を行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性等についてバランスのとれた教職員集団が配置されている必要があります。
- このため、児童生徒数の減少が見込まれる中で、将来を見据えた学校規模及び学校配置の適正化を推進し、子どもたちにとって、より良い教育環境を実現することを最優先とします。

桐生市全体の将来を見据え、検討、協議を進めます

- 児童生徒数の減少による小中学校の小規模化は、一部の地域に限ったものではなく、市内の全ての地域において、更に進行することが見込まれており、教育環境や学校運営などに様々な影響を及ぼすことが懸念されています。
- このため、地理的な要因など様々な地域事情を考慮しつつ、桐生市全体の将来を見据え、教育条件を改善する観点から、検討、協議を進めます。

保護者や地域住民の皆様と十分な合意形成を図ることに努めます

- 小中学校は、地域コミュニティの核としての性格を有しているため、学校規模や学校配置の適正化については、行政のみで進めるものではなく、保護者、地域住民等の関係者で構成する検討組織において、小中学校の現状や課題等について認識を共有し、協議を進めていく必要があります。
- このため、学校適正配置の方向性について、保護者や地域住民の皆様の意見を十分に伺うとともに、地域の合意形成が図られるよう努めます。

2 望ましい学校規模・学級規模の目安について

小中学校における望ましい学校規模・学級規模の目安は、基本方針で定めた基準に基づき、次のとおりとなります。

検討組織での協議においては、今後の児童生徒数の推計を踏まえ、この目安を基に協議をお願いいたします。

小学校

ア	学校規模	12学級以上（1学年2学級以上）
イ	学級規模	第1・2学年 30人以下 第3～6学年 35人以下
ウ	児童数	400人～600人程度

中学校

ア	学校規模	9学級以上（1学年3学級以上）
イ	学級規模	第1～3学年 35人以下
ウ	生徒数	300人～600人程度

3 検討組織について

(1) 検討組織の種類及び設置

中学校区検討委員会

中学校区内の学校規模の適正化に必要な検討を推進するため、小学校・中学校合同により、中学校区単位の中学校区検討委員会（以下「検討委員会」といいます。）を設置します。

（設置条件）

ア 中学校区内の小学校又は中学校が検討開始基準に当てはまるときは、その中学校区に検討委員会を設置します。

イ アにより検討委員会が設置されたときは、その検討委員会の小学校又は中学校（検討開始基準に当てはまる学校に限ります。）に隣接する中学校区に検討委員会を設置します。

地域協議会

中学校区間の学校規模の適正化に必要な検討を推進するため、原則2つ以上の中学校区検討委員会で構成する地域協議会を設置します。

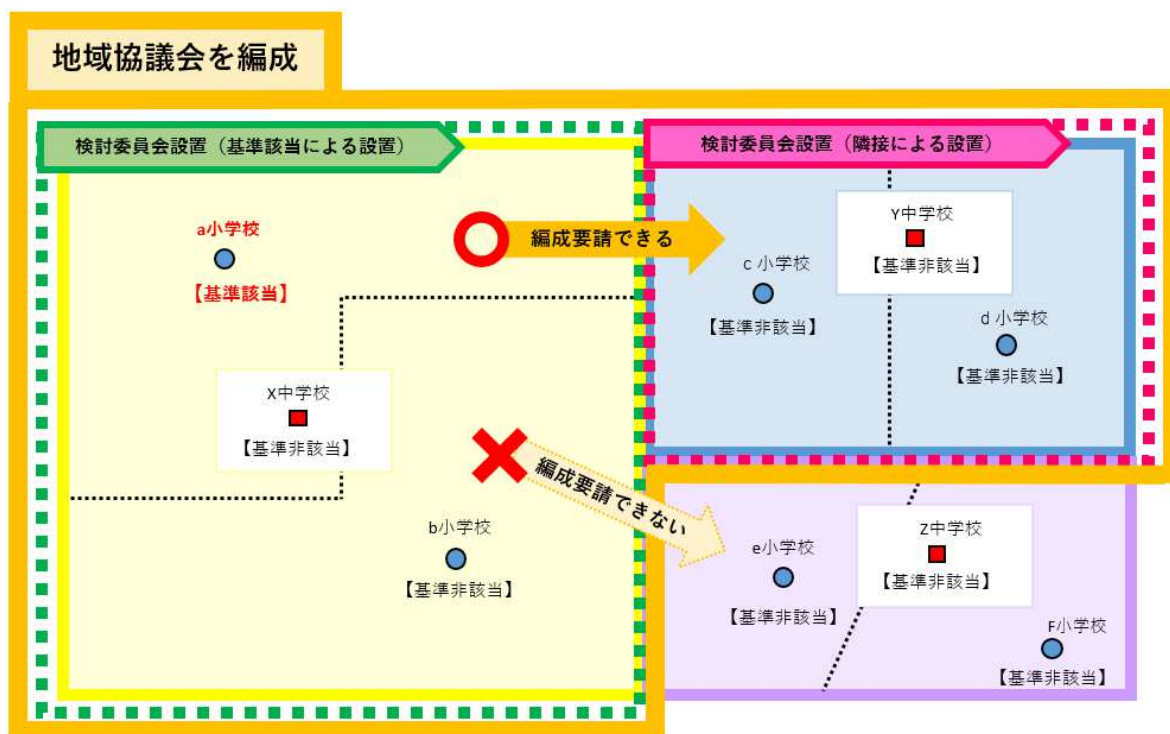
（設置条件）

隣接する検討委員会からの地域協議会編成の要請により、地域協議会を編成します。

(2) 地域協議会の編成方法

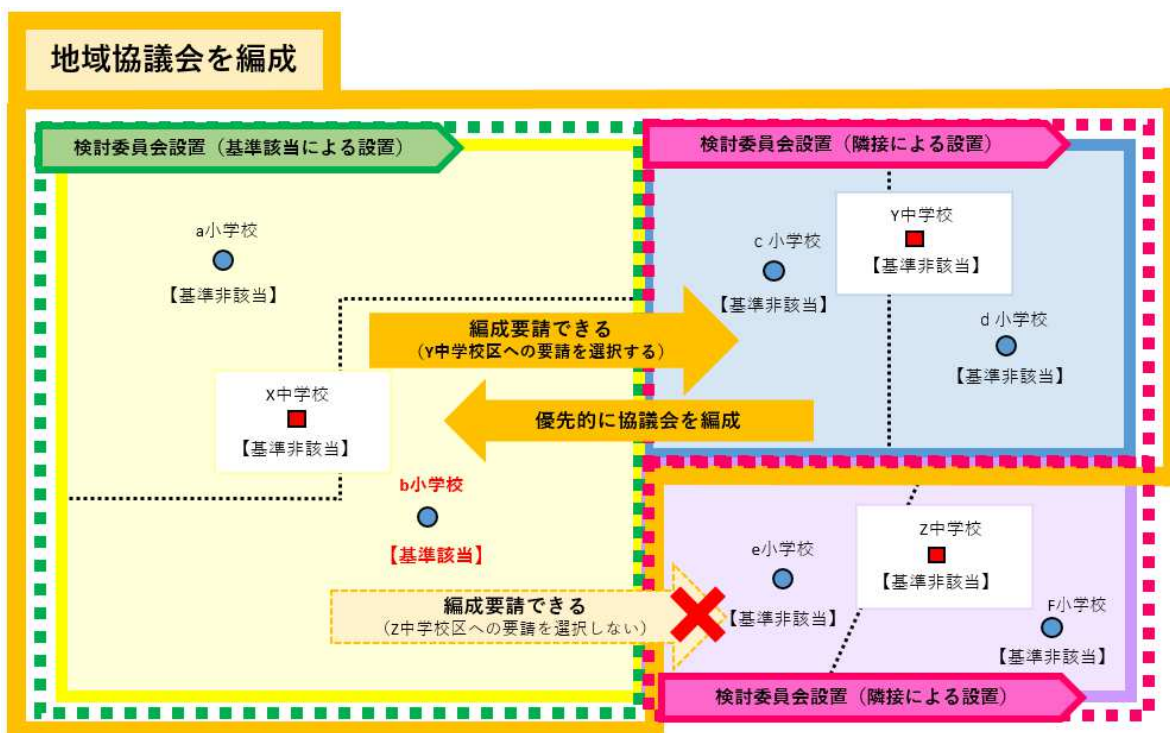
- ① 検討委員会（基準該当による設置）は、その検討委員会の決定により、隣接する検討委員会の1つに、地域協議会の編成を要請します。

【要綱第4条第3項】



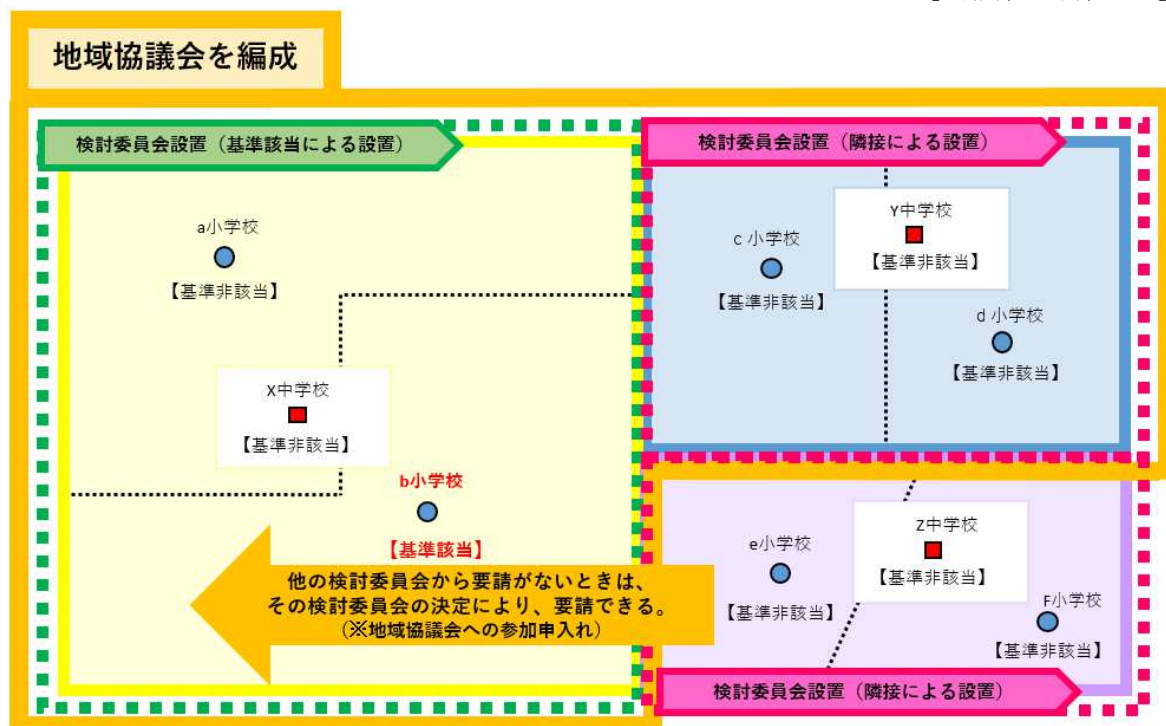
- ② 要請を受けた検討委員会は、優先的に地域協議会の編成を行います。

【要綱第4条第4項】



- ③ 検討委員会（隣接による設置）は、検討委員会（基準該当による設置）から要請がない場合、その検討委員会の決定により、隣接する検討委員会の1つに、地域協議会編成の要請が可能になります。

【要綱第4条第5項】



- ④ 要請予定である検討委員会を含めた地域協議会が既に編成されているときは、その地域協議会に参加申入れを行います。

【要綱第4条第6項】

- ⑤ 各地域協議会において学校規模の適正化の検討を行った後、地域協議会の組替えが必要となったときは、中学校区の単位を基本として、地域協議会を組み合わせることが可能になります。

【要綱第4条第7項】

4 協議の進め方について

(1) 協議の期限（目安）

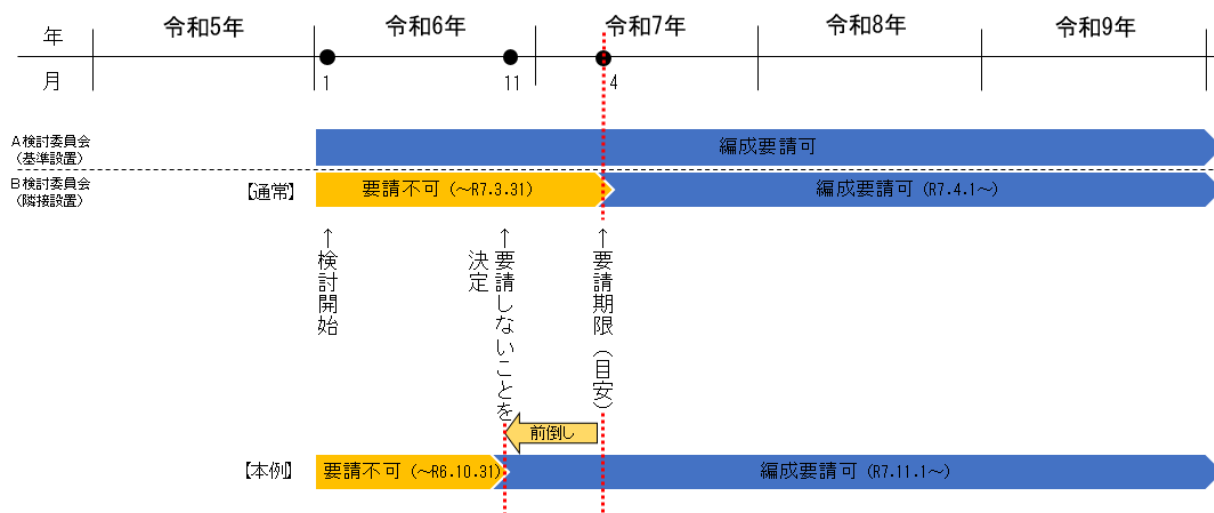
各検討委員会における協議を推進するとともに、桐生市全体における議論の円滑化を図るため、協議の期限（目安）を次のとおりとします。

全ての検討委員会は、当該中学校区における将来を見据えた学校規模及び学校配置の適正化について、**令和7年3月31日**を目安として、**一定の方向性を決定**してください。

- 検討委員会（基準該当による設置）は、将来を見据えた学校規模及び学校配置の適正化について協議し、令和7年3月31日までに、地域協議会編成の要請を行うかどうかを判断してください。
地域協議会編成の要請が必要であると判断したときは、隣接する検討委員会に要請を行ってください。
- 令和7年3月31日までに、検討委員会（基準該当による設置）から地域協議会編成の要請がない場合、要綱第4条第5項の規定による地域協議会編成の要請がなかったものとして取り扱います。
そのため、検討委員会（隣接による設置）は、隣接する検討委員会に地域協議会編成の要請を行うことができます。
- 令和7年4月1日以降も、地域協議会編成の要請を行うことができます。

例) A検討委員会（基準設置）が、令和6年11月1日にB検討委員会（隣接設置）に対し、地域協議会編成の要請を行わないことを決定した場合

→令和7年4月1日の到来前に、B検討委員会（隣接設置）は、他の検討委員会に地域協議会編成の要請が可能となります。



(2) 具体的な協議の流れ

検討委員会（基準該当による設置）の場合

ア 当該中学校区内のみでは、将来を見据えた学校規模及び学校配置の適正化（以下「学校規模等適正化」といいます。）を図ることができない場合

- ・ 隣接する検討委員会に対し、地域協議会編成の要請を行う必要があるため、どの検討委員会に地域協議会編成の要請を行うかを決定

⇒ 隣接する検討委員会に地域協議会編成の要請を行い、地域協議会における協議に移行

イ 当該中学校区内のみで、学校規模等適正化を図ることができる場合

(ア) 地域協議会を編成する場合

- ・ 将来を見据え、隣接する検討委員会と学校適正配置の方向性を検討することができますので、隣接する検討委員会に対し、地域協議会編成の要請を行うことを決定

⇒ 隣接する検討委員会に地域協議会編成の要請を行い、地域協議会における協議に移行

(イ) 地域協議会を編成しない場合

- ・ 隣接する検討委員会に対し、地域協議会編成の要請を行わないことを決定

⇒ 当該検討委員会において、以下の項目を協議してください。

- a 小学校の適正化の手法の協議
- b 小学校における適正配置の方向性（学校の組合せ）
- c 小学校における適正配置の方向性（学校配置場所）

検討委員会（隣接による設置）の場合

令和7年3月31日までの間に、隣接する検討委員会から地域協議会編成の要請が行われることが考えられます。

そのため、令和7年3月31日までに、地域協議会編成の要請が行われたときの対応等について、児童生徒数の推計を基に、当該中学校区における学校適正配置の方向性を協議しておくこと、今後の協議を円滑に進めることができます。

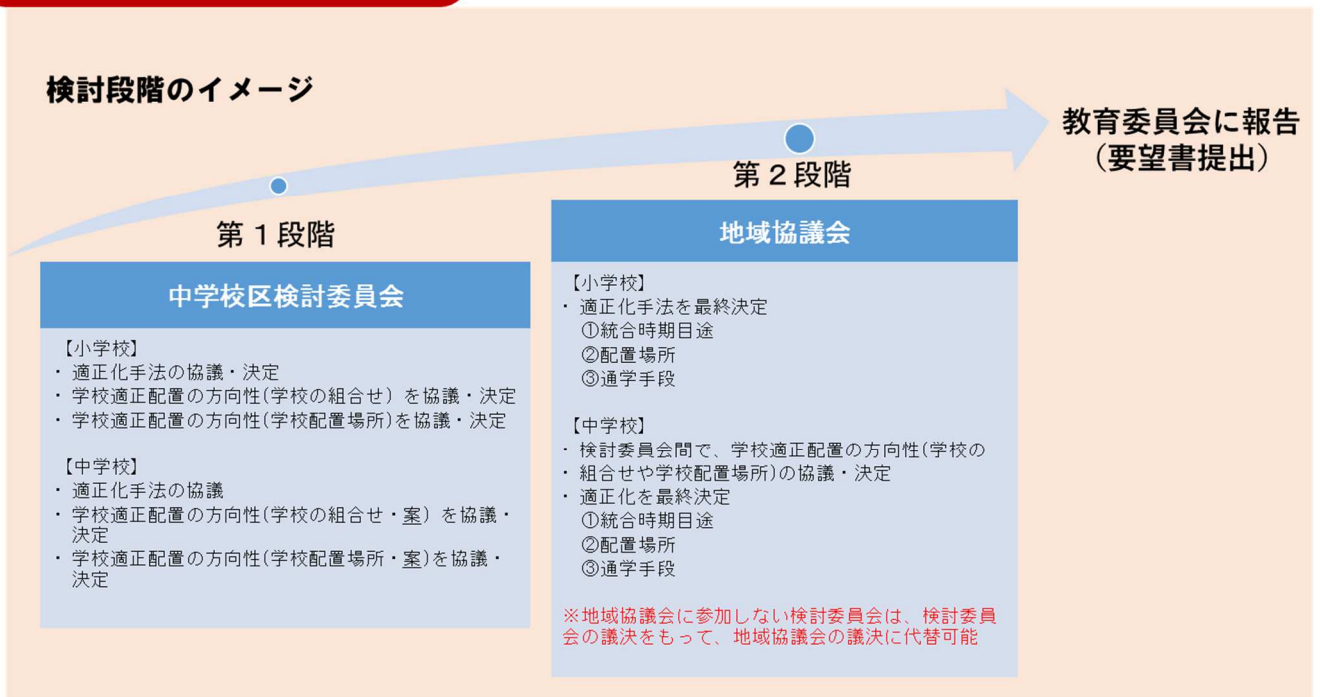
(3) 学校適正配置の方向性について、最終的な決定を行った後に再検討を行う必要がある場合

検討委員会が、学校適正配置の方向性について、最終的な決定（要綱第16条第3項）を行っても、なお、引き続き検討開始基準に該当してしまう場合については、その後、改めて検討委員会を設置し、再検討を行う必要があります。

(4) 検討段階のイメージ

第1段階である中学校区検討委員会、第2段階である地域協議会を経て、要望書という形で、教育委員会に報告していただくことになります。

検討組織の協議方法



5 今後の検討委員会の開催予定について

今後の検討委員会については、年3～4回程度、開催する予定です。

なお、現時点での予定であり、各検討委員会における協議の進捗状況により、変更になる可能性があります。

6 委員の皆様へのお願いについて

- (1) 検討委員会及び地域協議会では、当該中学校区及び当該地域における学校規模等適正化に係る手法、学校配置その他の学校適正配置に必要な事項を定める学校適正配置の方向性（以下「学校適正配置の方向性」といいます。）を協議、決定していただくこととなります。
- (2) 学校適正配置の方向性については、地域をよく知る皆様の知恵をお借りしながら議論を進めたいと考えております。
委員の皆様には、未来を担う子どもたちのために、基本方針の趣旨等に照らし、総合的かつ責任ある検討に御協力いただきますようお願いいたします。